

# Deloitte.

デロイト トーマツ



## 各国・地域の税制概要とホットトピックス タイ

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ 税理士法人

2024年1月



# 目次

## タイの税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	8
進出・撤退時の留意すべき課税関係	9
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	11
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	12
バーチャルアサインメントなど多法域に跨る労働移動に伴う税制上の取扱いについて	14
法人課税にかかる各種優遇税制措置	15
PE課税-PE類型	22

税務調査及び異議申立て・税務訴訟	23
------------------	----

ホットトピックス	25
----------	----

Pillar2の法制化状況について	27
-------------------	----

## タイの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	30
-----------	----

LF/MFの概要	31
----------	----

国別報告書の概要	32
----------	----

最近の移転価格調査におけるトピックス	33
--------------------	----

移転価格税制の動向	34
-----------	----

# タイの税制概要

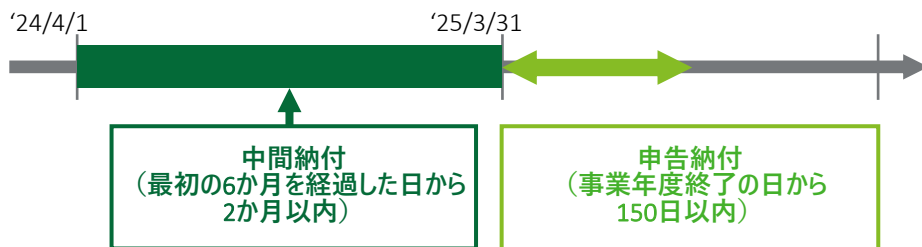
# 法人税コンプライアンス

タイで設立され商務省に登録された法人は居住者とされ、全世界所得に20%の税率で課税される。中間申告・納付は6か月の期間経過後2か月以内に行い、確定申告・納付は事業年度末から原則として150日以内に行う必要がある。

## 法人所得税

居住者	タイで設立され、商務省に登録された法人が居住者とみなされる。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	20%（特定のプロジェクトや中小企業には軽減税率が設けられている）
課税年度	事業年度（会計年度）
申告納付期限	事業年度終了の日から150日以内 ※電子申告の場合は、2024年1月31日まで8日間の期限延長が適用される。 （確定申告及び納付の期限延長は認められない）

中間納付	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 中間納付は、事業年度開始から6か月の期間に係る所得又は見込所得に基づいて計算された税額を、当該6か月期間が経過した日から2か月以内に申告・納付しなければならない。</li><li>■ 事業年度の期間が12か月未満の法人は中間納付義務がない。</li><li>■ 確定申告・納付において、中間納付額はその事業年度の年税額から控除される。</li></ul>
法人所得税債務の時効	最大で10年間
連結納税制度	なし
税制改正	税制改正の時期は特に決まっていない。

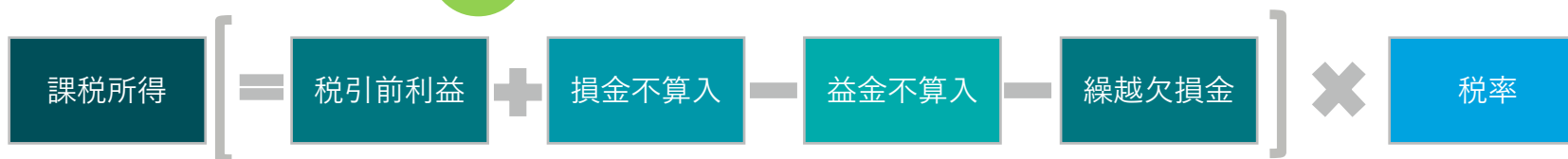


# 課税所得計算 (1/3)

## 損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

1 会社の事業目的を達成するためだけに生じた費用（例えば、固定資産の減価償却費、支払利子など）は原則として損金算入可能



## 損金算入項目

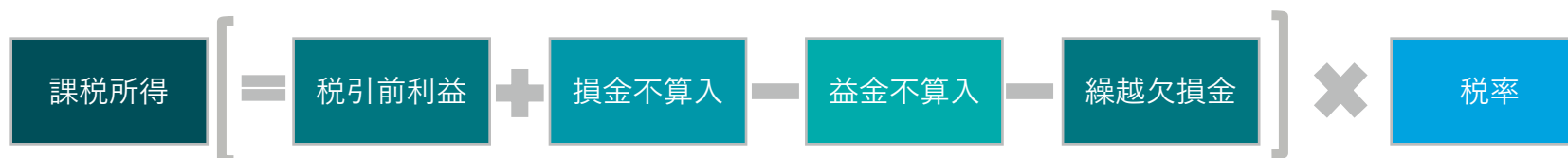
- 損金不算入として、留意すべき項目の代表例

交際費	一人当たり2千THB以下の交際費は、1千万THBを限度として、総収益または払込資本金のいずれか大きい金額の0.3%まで損金算入できる。
租税	法人所得税と付加価値税を除いたすべての税金（附帯税等は含まず）は損金算入できる。
引当金・準備金	引当金や準備金は損金に算入することができない。 ただし、貸倒損失は一定の要件を満たすことで損金算入可能。
寄附金	純利益の2%を限度して、歳入局長や省令などにより指定された支出先（慈善団体など）への寄附金は損金算入される。

減価償却費等	■ 原則として、取得価額の一定割合が損金算入限度となり、会計上で採用された償却率での減価償却額が、歳入法典で定められた限度償却率による償却額を下回る場合、会計上の減価償却額が損金算入される。
	■ 一般に認められている減価償却方法（定額法、定率法、級数法）はいずれも採用できるが、定額法以外の方法を適用する場合には耐用年数が一定の要件を満たす範囲において損金算入される。
	■ いったん採用した償却方法・償却率は、歳入局の変更の承認を得ない限り、継続して適用しなければならない。
	長期使用の建物 ■ 5%
	仮設建物 ■ 100%
機械装置 ■ 一般に20%	
車両 ■ 一般に20% (*1)	

(\*1) セダン型車種や10席以下のバスは累計の償却限度額がTHB1百万となる。

## 課税所得計算 (2/3)

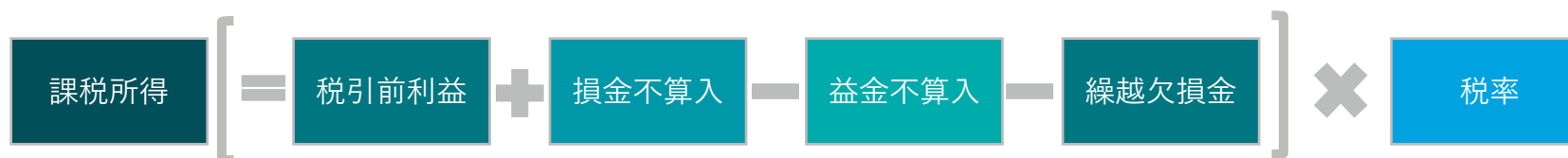


### 益金算入項目

- 益金不算入 として、留意すべき項目の代表例

受取配当	<ul style="list-style-type: none"><li>■ タイの証券市場に上場している内国法人が他の内国法人から受領する配当は、全額が益金不算入となる。</li><li>■ タイの非上場の内国法人が他の内国法人から配当を受領する場合、以下の要件を満たす場合には全額が益金不算入となる一方、要件を満たさない場合には50%が益金不算入となる。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 配当受領前3か月以上、かつ、配当受領後3か月以上の期間に渡り、配当受領会社が配当を行う会社の議決権の25%以上を所有している</li><li>➢ 株式の持ち合いをしていない</li></ul></li><li>■ 外国法人からの配当は原則として課税されるが、外国税額控除が適用可能である。一定の要件を満たす配当は全額益金不算入となるが、この場合、外国税額控除は適用されない。</li></ul>
キャピタルゲイン・ロス	<ul style="list-style-type: none"><li>■ キャピタルゲインは通常の所得を構成し、通常の法人税率で課税される。</li><li>■ キャピタルロスの場合も同様で、通常の損失として損金算入される。</li><li>■ なお、不動産を売却した法人には以下のような課税も生じる。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 譲渡対価と当局による不動産評価額のいずれか高い金額に対する1%の源泉税</li><li>➢ 事業として不動産を売却する場合は3.3%の特別事業税</li></ul></li></ul>

## 課税所得計算 (3/3)



### 繰越欠損金 について

#### 欠損金等

5年間の繰越が認められている。  
なお、欠損金の繰戻しは認められていない。

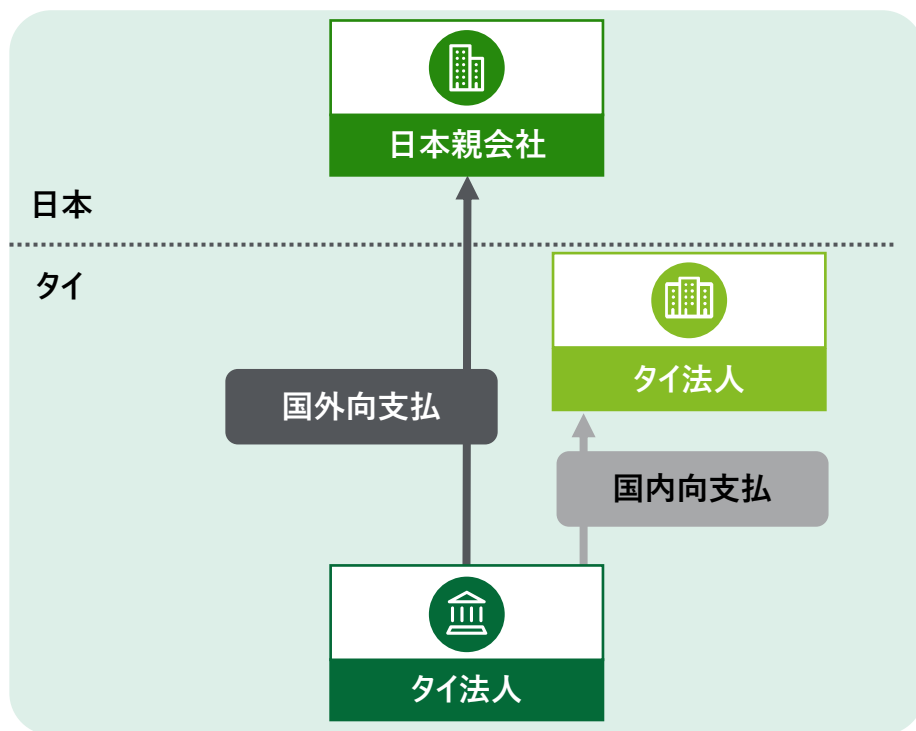
### 税率 について

#### 税率

- 原則20%だが、特定のプロジェクトや中小企業には軽減税率が適用できる。
- 中小企業（各事業年度を通して払込資本金がTHB 5百万以下、年間の収入金額がTHB 3千万以下の会社）の法人所得税率は以下のとおりである。

課税所得 (THB)	区分ごとの法人所得税率
1 ~ 300,000	0%
300,001 ~ 3,000,000	15%
3,000,001 ~	20%

# 居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



(\*1) 1%源泉税率は、銀行や金融会社以外のタイ居住者の法人へ支払われる利息に適用される（債券や社債に係る利息を除く）。また、収益事業を行う社団や財団へ支払われる利息は10%源泉税率が適用される。

受領者 所得	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法	租税条約	
利子	0/1/10% (*1)	15%	0/10/25% (*4)
配当	0/10% (*2)	10%	15/20% (*5)
使用料	3% (*3)	15%	15%

(\*2) 0%源泉税率は、タイの証券取引所の上場会社が配当を受領する場合、配当受領会社が配当を行う会社の議決権の25%以上を所有しており、かつ、株式の持ち合いをしていない場合に適用される。

(\*3) 著作権、その他の権利の対価の支払いに関して、電子納税システムを通じて銀行から支払いがされた場合には、2023年1月1日から2025年12月31日までの期間は源泉税が1%に軽減される。

(\*4) 政府の所有する金融機関等に支払う利息は0%源泉税率が適用される。また、銀行や金融機関（保険会社を含む）に支払う利息は源泉税率10%が適用される。

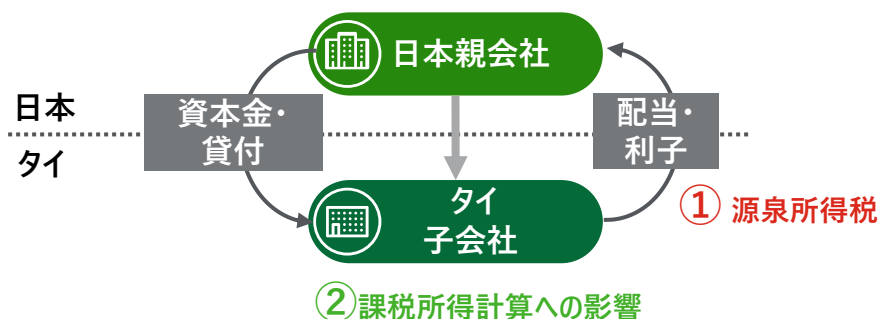
(\*5) 配当に係る事業年度終了の日に先立つ6か月の期間を通じ、配当を行う会社の議決権の25%以上を保有している場合には、租税条約による以下の上限税率が適用となる。

- ▶ 産業的事業に従事する法人により支払われる配当：15%
- ▶ その他の場合：20%



# 進出・撤退時の留意すべき課税関係 (1/2)

## 進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



### ① 源泉所得税 日本親会社

日泰租税条約上、タイ法人から日本法人への所得の支払いに関し、**配当は10%の源泉税**が課される（日泰租税条約の制限税率よりタイ国内法の税率が低いため、後者が適用）。その一方で、**支払利子について通常は15%の源泉税**が課される。

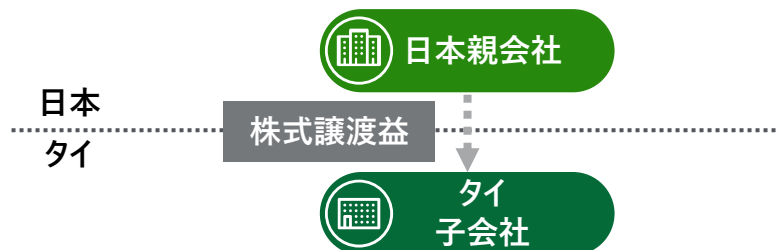
### ② 課税所得計算への影響 タイ子会社

株主に対して支払われる配当は、損金の額に算入することができない。一方、日本の親会社に対する**支払利子は、損金の額に算入することが出来る。**

また現状、タイにおいては、**過大支払利子税制が規定されていない**ことから、資本注入と借入による資金調達のバランスや利率の設定についてもやや柔軟に設定することができる。

# 進出・撤退時の留意すべき課税関係 (2/2)

## 撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



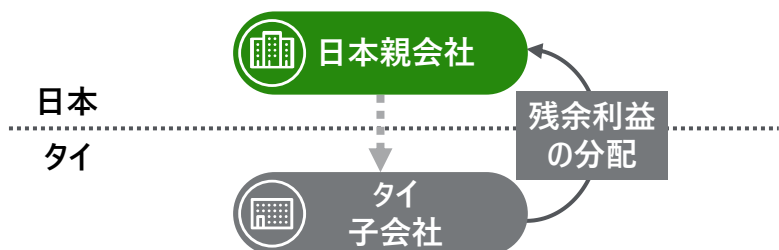
### ■ タイにおけるキャピタルゲイン課税

日本親会社

タイで事業活動を行っていない外国法人がタイ法人株式の譲渡によって得るキャピタルゲインについては、その対価がタイ法人へ支払われた場合には、譲渡益に対して**15%の源泉税**が課される（日泰租税条約により、タイには課税権あり）。

ただし、譲渡先が外国法人であり、譲渡対価の支払・受領がタイを通さずに行われる場合には、タイでの課税は生じない。

## 清算時の残余利益に対する課税



### ■ タイにおける配当課税の有無

日本親会社

清算法人の株主においては、**残余財産のうち投資原価**（清算法人株式の取得価額）を超える部分は**15%の源泉税**が課される（日泰租税条約により、タイには課税権あり）。

## 進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

支店はタイ国内源泉所得に課税される一方で、子会社は全世界所得に課税される。また、支店の利益を外国の本店に送金する場合、10%の源泉税が課されることに留意が必要である。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	タイ国内源泉所得
法人所得税 適用税率	原則20%	原則20%
申告手続き	事業年度終了の日から150日以内 (電子申告の場合には、158日以内)	事業年度終了の日から150日以内 (電子申告の場合には、158日以内)
利益の還流	10%の源泉税	タイ支店の利益を外国の本店に送金する場合、 10%の税率で課税

# 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（1/2）

付加価値税について、標準税率は10%であるが2024年9月30日までは7%に軽減されている。課税期間は毎月となっており、翌月の15日までに申告・納付が必要である。

付加価値税 (VAT)	課税対象取引	■ 国内において行われる資産の譲渡及び役務の提供、輸入
	税率	■ 標準税率は10%であるが、2024年9月30日までは7%に軽減されている。 ■ 免税（0%課税）が一定の取引（物品の輸出取引、航空機や船舶による国際運輸サービスなど）に適用される。
	課税期間	毎月
	申告期限及び納付期限	■ 毎月の申告・納付義務が課されており、期限は翌月の15日である（電子申告も可能）。電子申告の場合は、2024年1月31日まで8日間の期限延長が適用される。 ■ 非居住者への一定の所得の支払に当たり（例：タイで使用されたサービスやロイヤリティの支払い）、売上に係る付加価値税の自己申告が必要な場合は、支払日の翌月7日までに付加価値税の送金申告書の提出及び納税を行う必要がある。電子申告の場合は、2024年1月31日まで8日間の期限延長が適用される。VAT登録業者は、支払ったVATをVAT申告における仮払VATとして取り扱うことができる。
	登録	課税取引を行う個人や団体は、事業開始前または収入が年間1.8百万THBに達した日から30日以内に、VAT登録を行う必要がある。
	インボイス制度	VAT登録業者は、取引の際には、販売商品や提供サービスの価格、支払うべきVATの額などを記載したインボイスを発行する必要がある。

## 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（2/2）

土地家屋税	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 土地、建物またはコンドミニアムユニットの毎年1月1日時点における所有者に対し課税される。</li><li>■ 当該資産の評価額を課税標準として、0.01%～3%の税率で課税される。</li><li>■ 適用税率は、利用目的（農業用、居住用、その他）等に応じて異なる。</li></ul>
特定事業税	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 特定の事業は、付加価値税の代わりに特定事業税が課され、銀行や銀行類似業務、保険業、不動産業などが対象となる。</li><li>■ 税額は総収入に税率を乗じて算定され、適用税率は事業ごとに異なる（一般的には0.011%～3.3%の税率で課税される）。</li></ul>
従業員の雇用にかかるコスト等	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 社会保障基金は、健康保険・年金・雇用保険をカバーしている。</li><li>■ 雇用主の拠出金負担割合は、被雇用者の月額賃金の5%（上限750THB）となっている。</li><li>■ タイで雇用される外国人に関しても、社会保障基金への拠出が要求される。</li></ul>
印紙税	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 歳入法典に規定されている特定の事業取引を含む文書に課せられ、取引と文書の種類によって税率は異なる。</li><li>■ 現金精算の場合はタイで契約が締結されてから15日以内に納付、印紙貼付の場合は即時納付する必要がある。タイ国外で締結された課税文書がタイに持ち込まれた場合には、印紙税を30日以内に納付する必要がある。</li><li>■ 税率は課税文書ごとに異なり、例えば株式譲渡契約書の場合には、譲渡価額と株式に係る払込金額のいずれか高い金額の0.1%が課される。</li></ul>
国境をまたぐデジタルサービスへの課税	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 非居住者であるデジタル・電子サービス提供者に対し、2021年9月1日から7%の付加価値税が課される。</li><li>■ 付加価値税の支払義務は、付加価値税の登録されていない消費者にタイ国内においてサービスを提供する非居住者である電子サービスプロバイダー及びプラットフォームに適用される。</li></ul>

# バーチャルアサインメントなど多法域に跨る労働移動に伴う税制上の取扱いについて

## 個人所得税

- 前年の課税年度（暦年）中に、タイを拠点として提供されたサービス、雇用、又は財産から所得を得た者は、その所得がタイ国内で支払われたか国外で支払われたかに関わらず、その所得に対して個人所得税を納める必要がある。
- 上記には、タイの国外の企業で働いている間に、タイに物理的に存在することによって得られる収入も含まれる。
- 唯一の例外は、タイと納税者の居住国との間の租税条約で免税されている場合である。
- また、国外にある雇用や財産等から所得を得ている者（すなわち、国外源泉所得）は、2024年1月1日より、タイに居住している年にその所得をタイに持ち込む場合に限り、その所得に対して個人所得税を支払う必要がある。
- 個人は、課税年度（暦年）に180日以上タイに滞在する場合、タイの納税居住者とみなされる。

# 法人税にかかる各種優遇税制措置（1/7）

## 1. 基礎恩典

項目	対象		主な優遇措置内容	
	分類	対象業種/事業	法人税の免除	その他の優遇措置
基礎恩典 (Activity-based Incentive)	A1+	以下の重点技術開発事業 1. バイオテクノロジー開発 2. ナノテクノロジー開発 3. 先端素材開発 4. 水の製造事業	10～13年間 (免税額の上限なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一定の配当金の免税措置</li> <li>■ 機械の輸入税の免除/軽減（B2に適用無し）</li> <li>■ 輸出用製品に使用する原材料の輸入税の免除</li> <li>■ 研究開発目的で使用する原材料の輸入税の免除（B1とB2に適用無し）</li> <li>■ 主な税務外の恩典               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 投資機会の調査のための外国人入国許可</li> <li>➢ 被奨励プロジェクトでの外国人技術者・専門家の入国・就労許可</li> <li>➢ 土地の所有許可</li> <li>➢ タイ国外への外貨送金の許可</li> </ul> </li> </ul>
	A1	国の競争力を向上させるデザインや研究開発に主眼を置いたナレッジベースの産業	8年間 (免税額の上限なし)	
	A2	国の発展に寄与するインフラ事業、国内投資が少ない分野での付加価値創出に高度技術を使用する事業	8年間 (免税額は投資額を限度)	
	A3	すでにタイ国内に産業拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業	5年間 (免税額は投資額を限度)	
	A4	A1～A3の高度技術は使用しないが、国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業	3年間 (免税額は投資額を限度)	
	B	高度技術は使用しないが、バリューチェーンに重要な裾野産業	なし	

# 法人税にかかる各種優遇税制措置（2/7）

## 2. 追加恩典

項目	競争力の向上 (研究開発や技術支援等の投資を行った場合)
追加恩典 (Additional Incentive)	<p>1. 法人税の免税上限額の追加 以下の活動を行う場合、当該活動に係る投資・支出額に200%を乗じた金額の法人税の免税上限額が追加される。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 重点技術開発事業<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 研究開発</li><li>➢ 国内で開発された技術を使用するためのライセンス料</li><li>➢ 製品・パッケージデザイン</li><li>➢ BOIによって承認された技術やイノベーション、個人開発などの様々な資金を含む、学術機関、専門研修センター、研究機関、公的機関などの価額技術機関への支援</li></ul></li><li>◆ 人材育成事業<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 高度な技術トレーニング</li><li>➢ 科学技術教育期間中の職業訓練及び能力開発のための研修の実施又は学生インターンシップの受け入れ</li></ul></li><li>◆ 事業者の潜在能力の開発<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 現地サプライヤー開発</li></ul></li></ul>



# 法人税にかかる各種優遇税制措置 (3/7)

項目	競争力の向上 (研究開発や技術支援等の投資を行った場合)		
追加恩典 (Additional Incentive)	<b>2. 法人税の免除期間の追加</b> 前頁に記載された活動に係る投資・支出につき、最初の3年間における収入額に対する投資・支出額の割合、投資・支出の支出額（絶対額）に応じて、以下のとおり <b>法人税の免除期間も追加される。</b>		
	支出割合と支出額のいずれか低い指標が該当する区分が適用		追加の法人税免除期間
	支出割合	支出額	
	1%以上	2億THB以上	1年
	2%以上	4億THB以上	2年
3%以上	6億THB以上	3年	
4%以上	8億THB以上	4年	
5%以上	10億THB以上	5年	
競争力強化措置の要件を満たした場合の法人税免除期間の概要は以下のとおり。			
基礎恩典の分類	法人税免税期間	追加の法人税免税期間*	合計
A1+	10～13年間（免税額の上限なし）	1～3年間	11～13年間（免税額の上限なし）
A1	8年間（免税額の上限なし）	1～5年間	9～13年間（免税額の上限なし）
A2	8年間	1～5年間	9～13年間
A3	5年間	1～5年間	6～8年間
A4	3年間	1～5年間	4～8年間
B	なし	1～5年間	1～5年間
(* ) 追加の法人税免除期間が8年を超えることはできない。 ただし、分類A1+、A1及びA2については合計で最大13年の法人税免税期間とすることができる。			

## 法人税にかかる各種優遇税制措置（4/7）

項目	分類	地方の分散投資 (1人当たり所得が低い20県に立地する場合)			工業用地の開発 (工業団地または奨励工業区に立地する場合)
		法人税免除期間 10～13年間 (免税額の上限なし)	法人税免除期間を 3年間追加		法人税の免除期間を1年追加
追加恩典 (Additional Incentive)	A1+	法人税免除期間 10～13年間 (免税額の上限なし)	法人税免除期間を 3年間追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 運送費および水道光熱費の10年間の200%所得控除</li> <li>■ インフラ投資額の25%の追加所得控除</li> </ul>	追加恩典なし
	A1	法人税免除期間 8年間 (免税額の上限なし)	5年間の法人税の 50%減免を追加		追加恩典なし
	A2	法人税免除期間 8年間	5年間の法人税の 50%減免を追加		追加恩典なし
	A3	法人税免除期間 5年間	法人税免除期間を 3年間追加		法人税の免除期間を1年追加
	A4	法人税免除期間 3年間	法人税免除期間を 3年間追加		法人税の免除期間を1年追加
	B	なし	法人税免除期間を 3年間追加		追加恩典なし

# 法人税にかかる各種優遇税制措置（5/7）

## 3. その他の重要な投資促進施策

項目	制度対象	内容
保存・拡張プログラム (Retention and Expansion Program)	<ul style="list-style-type: none"><li>過去15年間に合計100億THB以上の投資額を有する少なくとも3つのプロジェクトに対して投資給付を受けており、かつ、5億THB以上の投資額を有する拡張プロジェクトを有していること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>基礎恩典の分類がA1+、A3、A4、Bの場合・・・3年間の法人税免除の追加</li><li>基礎恩典の分類がA1及びA2の場合・・・法人税免税期間の終了後、5年間の法人税の50%減免の追加</li></ul>
移転プログラム (Relocation Program)	<ul style="list-style-type: none"><li>製造施設、地域本社、研究開発センターといった事業拠点をタイに移転することを決定した外国人投資家</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>タイに移転する事業の種類に応じて1~5年の法人税免除を追加（ただし、法人税免除期間の合計は8年を超えることができない。）</li><li>その他、税務以外の恩典(*)</li></ul>
スマートで持続可能な産業の強化策 (Enhancement Measure for Smart and Sustainable Industry)	<ul style="list-style-type: none"><li>BOI奨励企業かどうかに関わらず、既存のプロジェクトにおいて生産やサービスの効率性を向上させ、スマートで持続可能なプロジェクトを目指すもの（例えば、自動化システムの採用、デジタル技術、インダストリー4.0、脱炭素化など）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>投資資本の50~100%を上限とする3年間の法人税免除</li><li>機械に対する輸入関税の免除</li></ul>

### (\*)BOI推進プロジェクトにおける税務以外の恩典

- 外国人による会社の所有許可
- 外国人に対する投資機会調査目的での入国の許可
- 投資が奨励されている業種に従事するための熟練労働者及び専門技術者の入国の許可
- 促進事業のみを行うための土地の所有の許可
- 外貨による海外送金の許可

# 法人税にかかる各種優遇税制措置（6/7）

## 3. その他の重要な投資促進施策

項目	既存のBOI奨励企業	新規BOI申請企業
<p>グローバル・ミニマム課税の影響緩和のための救済措置</p>	<p>◆ 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請者は、BOI申請書の提出前の会計期間における連結グループ売上が、次のいずれかに該当する多国籍企業（「MNE」）グループに所属する会社でなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 280億THB以上 / 7億5000万EUR以上</li> <li>・ 当該会計期間の日数から算出して平均280億THB以上/7億5000万EUR以上（会計期間が12カ月未満の場合）</li> <li>・ 国別報告書の提出義務があること</li> </ul> </li> <li>申請者が既存のBOI推進企業であり、本措置に基づく投資促進の申請日において、申請者の既の活動が引き続き投資促進の対象であること。</li> <li>既存のBOI推進企業にあっては、投資促進の申請時点において、スマート・サステナブル産業強化策等の追加的なインセンティブを付与する措置を受けていないこと。</li> <li>申請者は、法人税免除の残存期間が1年以上あり、法人税免除の累積額が上限額に達していないこと。申請者はBOIが定める手続に従わなければならない。</li> </ol>	<p>◆ 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>左記要件1.と同様。</li> <li>申請する事業活動は、措置案に基づく投資促進の申請日において、投資促進の対象となるものでなければならない。</li> </ol>

# 法人税にかかる各種優遇税制措置（7/7）

## 3. その他の重要な投資促進施策

項目	既存のBOI奨励企業	新規BOI申請企業
グローバル・ミニマム課税の影響緩和のための救済措置（続き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 恩典               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 申請者は、現在の法人税免税制度から、法人税率50%の減税制度（すなわち、法人税率20%のところ、10%に引き下げ）に変更することができる。</li> </ul> </li>   <li>◆ 法人税の優遇期間               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 法人税の減税期間は、残りの恩典対象期間を10年を上限として2倍とすることができる。</li> <li>➢ 恩典開始日は、新たな奨励証明書を受領した後、収益が発生した最初の日である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 恩典               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 申請者は、既存の法人税免税制度の適用又は法人税率50%の減税制度のいずれかを選択することができる。</li> <li>➢ 申請者はその他の税金や税務以外の優遇措置を受けることとなる。</li> </ul> </li>   <li>◆ 法人税の優遇期間               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 法人税免税措置・BOIが推進する事業内容に応じて0~13年の間で決定される。</li> <li>➢ 法人税減税制度・既存の免税制度と比べ、減免期間は10年を上限として2倍となる。</li> <li>➢ 恩恵開始日は、会社に売上が発生した最初の日である。</li> </ul> </li> </ul>

注：この措置に基づきBOIによって投資促進とともに承認され、付与された全てのプロジェクトは、他のいかなる措置に基づいても追加給付を申請する資格がない。

# PE課税—PE類型

## PEの種類

### 支店PE

恒久的施設とは「事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所」と定義されており、特に、次のものを含む。

- ① 事業の管理の場所
- ② 支店
- ③ 事務所
- ④ 工場
- ⑤ 作業場
- ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- ⑦ 農場又は栽培場
- ⑧ 保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫

### 建設PE

3か月を超える期間存続する建設工事現場もしくは建設もしくは据付工事又はこれらに関連する監督活動

### 代理人PE

次のいずれかの活動を企業に代わって行う者（独立の地位を有する代理人を除く）。

- ① 当該企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。
- ② ①の権限は有しないが、当該企業に属する物品又は商品の在庫を反復して保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わって定期的に注文に応じ又は引き渡すこと。
- ③ ①の権限は有しないが、専ら又は主として、当該企業のために、又は当該企業及び当該企業が支配し若しくは当該企業に支配的利益を有している他の企業のために反復して注文を取得すること。

### サービスPE

使用人その他の職員を通じて役務の提供（コンサルタントの役務の提供を含む。）を行う場合で、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事について12か月の間に合計6か月を超える期間行われるもの。

タイのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

MLI条約の署名：日本は2019年1月1日に発効、タイは**2022年7月1日**に発効。

### PEに関連するMLI条約の規定の適用：

第12条 問屋契約及びこれらに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

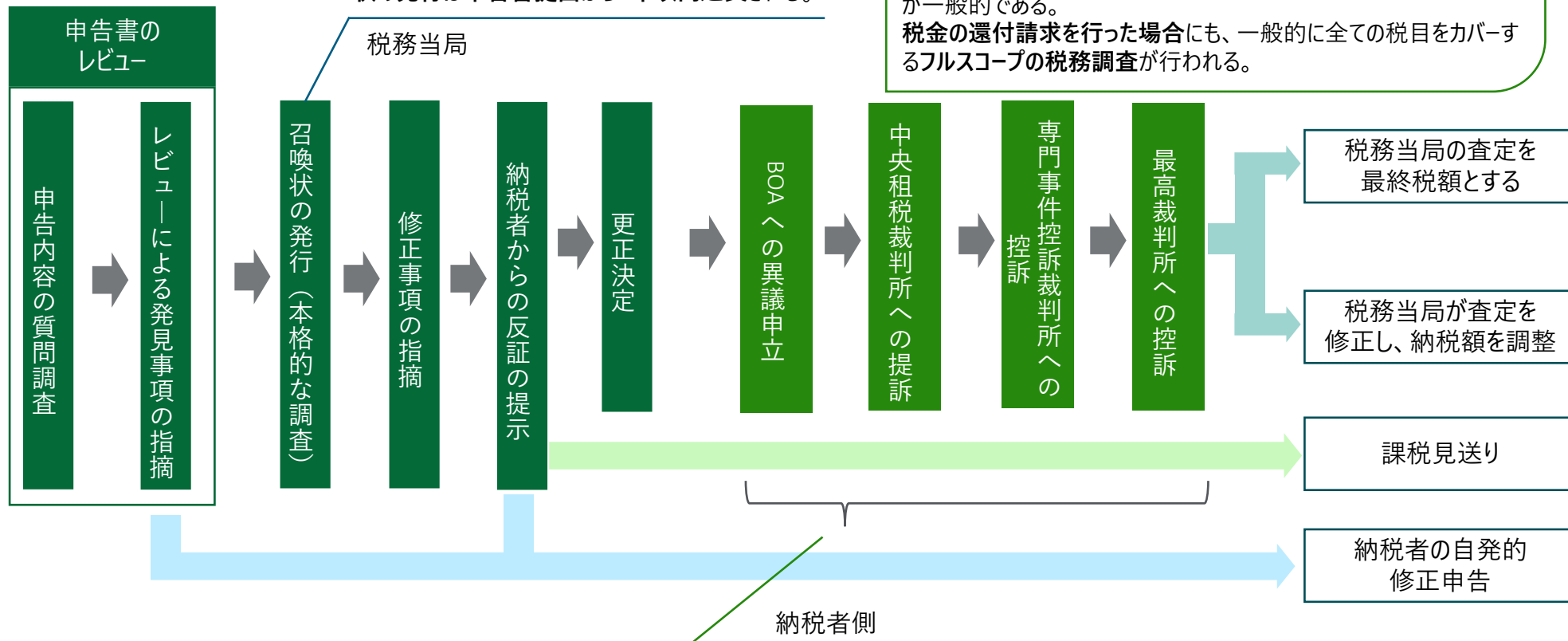
第13条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

第15条 企業と密接に関連する者の定義

# 税務調査及び異議申立て・税務訴訟 (1/2)

## 紛争解決手続き及びプロセス

税務当局が本格的に調査を実施する必要があると判断すると**召喚状が発行され、本格的な調査に移行する**。だが、租税回避の疑いがある場合には5年以内に**召喚状の発行は申告書提出から2年以内延長される**。



### ■ 税務調査

歳入局は、コンピュータ化されたツールである**リスクベース監査システム**を使用し、納税者の申告書、財務情報、その他の情報源からのデータをもとに納税者の潜在的リスクを分析して**調査対象を選定**している。

召喚状が発行され本格的な税務調査が行われると、法人税だけでなく**全ての税目をカバーするフルスコープの税務調査が実施される**のが一般的である。

**税金の還付請求を行った場合**にも、一般的に**全ての税目をカバーするフルスコープの税務調査が行われる**。

■ 税務当局の名称：タイ歳入局 (Revenue Department)  
[Home | The Revenue Department \(English Site\) \(rd.go.th\)](https://rd.go.th)

Board of Appealへの異議申立て：更正決定から30日以内  
 中央租税裁判所への提訴：通知受領から30日以内  
 専門事件控訴裁判所への控訴：判決から1か月以内  
 最高裁判所への提訴：判決から1か月以内

## 税務調査及び異議申立て・税務訴訟（2/2）

### 異議申立て 税務訴訟

- 1. BOAへの異議申立て**  
税務当局の更正内容に納得できない場合にはBoard of Appeals（異議申立先の名称）に対して**更正決定から30日以内に異議申立てが認められている。**
- 2. 中央租税裁判所への提訴**  
納税者がBOAの決定に同意しない場合、または不服申立てがBOAによって却下された場合、BOAの**決定通知を受領してから30日以内に中央租税裁判所に対して提訴が認められている。**
- 3. 専門事件控訴裁判所への控訴**  
納税者が中央租税裁判所の判決に不服な場合、納税者が**判決から1か月以内に上訴**することで、専門事件控訴裁判所に案件が移管される。
- 4. 最高裁判所への控訴**  
原則として控訴裁判所の判決は最終判決とみなされるが、**判決公告日から1月以内に中央租税裁判所を經由して最高裁判所に控訴の請願をすることができる。**



# ホットトピックス（1/2）

税務調査において、当局から提出を求められる主な文書として差異調整ワークシートが挙げられ、例えば、法人税申告書と付加価値税申告書、法人税申告書と給与源泉徴収票との間の数値の差異についての説明を行うにあたり必要となる。

01

税務調査①

論点

## ■ 未収収益・未払費用の認識時期

未収収益の認識時期の遅れ（若しくは過少認識）による課税所得の過少申告、未払費用の認識時期が早すぎる（若しくは過大認識）による課税所得の過少申告が税務調査で論点となることがある。

P/L計上されている収益・費用項目のうち重要性のあるものについて契約書や請求書等との突合が行われ、未払費用で請求書未受領のものが否認されるケースもある。

02

税務調査②

論点

## ■ 差異調整ワークシートの提出要求

差異調整ワークシートは税務調査時に当局から要求される主な文書の1つである。当該ワークシートは、例えば以下のような不一致となっている項目の説明資料として要求される。

- 法人税申告書と付加価値税申告書の間の収入金額の相違
- 法人税申告書と給与源泉徴収票の間の従業員関連費用の相違

不一致項目を説明できない場合には、納税者の税務コンプライアンス体制が税務当局から疑問視される可能性が高く、更正や場合によっては罰金・課徴金につながる可能性がある。

## ホットトピックス（2/2）

国外の親会社等からタイ法人への出向者についてPE認定されることがあるため、出向契約に関する文書を慎重に作成するとともに、出向者と出向元企業との間に指揮命令関係が存在していないことを証明できるように準備しておくことが望ましい。

03

PE認定リスク

論点

### ■ 出向者に係るPE認定

歳入局は、PE認定に関し、タイ国内法及び関連する租税条約のPEの定義に基づいて検討を行う。しかし、出向手続が適切に行われていない場合、歳入局は出向者をPE認定（例えばサービスPE認定）する可能性がある。

実務上、PE認定に際して、歳入局は一般的に以下の点を考慮する。

- 出向者と出向元法人との関係性
- 出向者の業務に係るリスクと便益を出向元法人が負担しているか
- 出向元法人が出向者に対する指揮命令権限を有しているか
- 出向者の費用(例えば、給与及びその他の福利厚生)について出向元が負担しているか

出向者のPE認定に際して、歳入局は出向アレンジメントの実態を考慮するとともに、関連文書（例えば契約形態）の検討も一般的に実施する。

このため、出向の目的を達成しつつPEリスクを避けるためには、**出向契約に関する文書は慎重に作成する必要があります**。また、業務上の観点からは、タイへの出向期間中は**出向者と出向元企業との間に指揮命令関係が実質的に存在していないことを証明**できるように準備しておくことも重要である。

出向関係書類に記載された条件が実際に遵守されていること、出向アレンジメント（例えば、出向元企業、出向先企業、出向者の実際の意図や活動範囲）と出向関係書類に齟齬がないことも確認する必要があります。

## Pillar 2 の法制化状況について (1/2)

グローバルミニマム課税に関する法令案は2023年中に準備される予定であり、2025年の施行が予定されている。

項目	詳細						
全体的な 法制化の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>■ タイ閣議は2023年3月7日、BEPS 2.0プロジェクトの下でOECDが提案したグローバルミニマム課税を原則として徴収することを承認した。</li><li>■ タイ国投資委員会（以下「BOI」）とタイ歳入局は、内閣から以下のように検討を進めることを指示されていた。</li></ul>						
	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="451 686 893 758">所轄官公庁</th><th data-bbox="893 686 1773 758">割り当てられたタスク</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="451 758 893 919">BOI</td><td data-bbox="893 758 1773 919"><ul style="list-style-type: none"><li>・ 徴収されたトップアップ税額（Top-up tax）を財源に含めること</li><li>・ 適格投資家への補助</li><li>・ 新たな徴税による影響を緩和するための措置の提案</li></ul></td></tr><tr><td data-bbox="451 919 893 1122">タイ歳入局</td><td data-bbox="893 919 1773 1122"><ul style="list-style-type: none"><li>・ Pillar 2に従ってトップアップ税額（Top-up tax）を徴収すること</li><li>・ 徴収したトップアップ税額（Top-up tax）の50～70%を配分すること</li><li>・ トップアップ税額（Top-up tax）の支払者の情報をBOIと共有すること</li></ul></td></tr></tbody></table>	所轄官公庁	割り当てられたタスク	BOI	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 徴収されたトップアップ税額（Top-up tax）を財源に含めること</li><li>・ 適格投資家への補助</li><li>・ 新たな徴税による影響を緩和するための措置の提案</li></ul>	タイ歳入局	<ul style="list-style-type: none"><li>・ Pillar 2に従ってトップアップ税額（Top-up tax）を徴収すること</li><li>・ 徴収したトップアップ税額（Top-up tax）の50～70%を配分すること</li><li>・ トップアップ税額（Top-up tax）の支払者の情報をBOIと共有すること</li></ul>
	所轄官公庁	割り当てられたタスク					
BOI	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 徴収されたトップアップ税額（Top-up tax）を財源に含めること</li><li>・ 適格投資家への補助</li><li>・ 新たな徴税による影響を緩和するための措置の提案</li></ul>						
タイ歳入局	<ul style="list-style-type: none"><li>・ Pillar 2に従ってトップアップ税額（Top-up tax）を徴収すること</li><li>・ 徴収したトップアップ税額（Top-up tax）の50～70%を配分すること</li><li>・ トップアップ税額（Top-up tax）の支払者の情報をBOIと共有すること</li></ul>						
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 閣僚決議の下では、グローバルミニマム課税に関する法令案は2023年に準備される予定であり、法令は2025年に施行される予定である。</li></ul>							

## Pillar 2 の法制化状況について (2/2)

BOIは、既存BOI奨励企業・新規BOI申請企業それぞれに対するグローバル・ミニマム課税に対応するための救済措置を公表している。

項目	詳細					
全体的な法制化の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ BOIは、グローバル・ミニマム課税の影響を緩和することを目的とした、新たな救済措置を公表した。</li> <li>■ この措置は、特に多国籍企業(MNEs)の投資先としてのタイの魅力を維持するために設計されている。</li> <li>■ 本措置は、既存のBOI奨励企業及び新規にBOIを申請する企業の双方に適用される。</li> </ul>					
	< 既存のBOI奨励企業 >					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 718 1176 768">措置内容</th> <th data-bbox="1176 718 1887 768">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 768 1176 922">BOI推進企業は、現在の「免税制度」から、法人税率を50%引き下げる(すなわち20%→10%)「減税制度」に移行することができる。</td> <td data-bbox="1176 768 1887 922">転換による「減税制度」の期間は、免税制度の残りの通年インセンティブ期間の2倍を超えないものとし、上限は10年とする。</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	期間	BOI推進企業は、現在の「免税制度」から、法人税率を50%引き下げる(すなわち20%→10%)「減税制度」に移行することができる。	転換による「減税制度」の期間は、免税制度の残りの通年インセンティブ期間の2倍を超えないものとし、上限は10年とする。	
	措置内容	期間				
BOI推進企業は、現在の「免税制度」から、法人税率を50%引き下げる(すなわち20%→10%)「減税制度」に移行することができる。	転換による「減税制度」の期間は、免税制度の残りの通年インセンティブ期間の2倍を超えないものとし、上限は10年とする。					
< 新規BOI申請企業 >						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1011 1176 1061">措置内容</th> <th data-bbox="1176 1011 1887 1061">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1061 1176 1258"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免税制度 (後から減税制度への移行リクエストも可)</li> <li>又は、</li> <li>・ 減税制度を選択。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1176 1061 1887 1258"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「免税制度」・・・投資促進法に基づくBOI活動の種類による。</li> <li>・ 「減税制度」・・・免税制度に付与される標準インセンティブ期間の2倍、上限10年。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免税制度 (後から減税制度への移行リクエストも可)</li> <li>又は、</li> <li>・ 減税制度を選択。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「免税制度」・・・投資促進法に基づくBOI活動の種類による。</li> <li>・ 「減税制度」・・・免税制度に付与される標準インセンティブ期間の2倍、上限10年。</li> </ul>		
措置内容	期間					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免税制度 (後から減税制度への移行リクエストも可)</li> <li>又は、</li> <li>・ 減税制度を選択。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「免税制度」・・・投資促進法に基づくBOI活動の種類による。</li> <li>・ 「減税制度」・・・免税制度に付与される標準インセンティブ期間の2倍、上限10年。</li> </ul>					

# タイの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

# 移転価格税制の概要

01

## 移転価格税制導入時期

2002年に税務調査官向けに移転価格ガイドライン（Paw113/25545）が公表された。**2019年1月から開始される会計年度から移転価格税制が適用されている。**

02

## 関連者の定義

**50%以上の株式を直接または間接に保有する関係にある法人。**株式保有割合が50%以下であっても実質的に支配される関係にある場合は関連者に該当する。（歳入法典第71条の2(2)）

03

## 移転価格調査の時効

法人税申告書の提出日から**5年遡って調査**することが可能。（歳入法典第71条の2(3)）

04

## 独立企業間価格の算定方法

### （棚卸資産取引）

独立価格比準法／原価基準法／再販売価格基準法／取引単位営業利益法／利益分割法

### （無形資産取引）

独立価格比準法／原価基準法／再販売価格基準法／取引単位営業利益法／利益分割法

### （役務提供取引）

独立価格比準法／原価基準法／再販売価格基準法／取引単位営業利益法／利益分割法

### （資金貸借取引）

独立価格比準法／原価基準法／再販売価格基準法／取引単位営業利益法／利益分割法

05

## 日本とのAPA/MAPの適用可能性

■ 日本との租税条約の有無：**あり**      実務上の適用可能性：**あり**（東南アジア諸国で最も豊富な経験を有している）

# LF/MFの概要

## ローカルファイル (LF) の概要

### ①作成義務対象者

- 200百万THBの総収入を有する法人は、関連者及び関連者間取引の種類及び金額を記載した**移転価格開示フォーム**を、法人税申告書の申告期限（決算日から150日以内）までに**提出する必要がある**。（歳入法典第71条の3(1)）
- 200百万THBの売上高を有する法人は、**税務当局からの署名による通知がある場合に、移転価格文書（LF）を提出する義務がある**。

### ②作成期限

- **特に法令の定めはないが**、法人税申告書を提出期限（決算日から原則150日以内）から2か月以内に作成することが望まれる

### ③提出期限

- 書面による通知に基づき、**原則、60日以内に提出**（正当な理由がある場合は120日以内に提出）。初回に限り、180日以内に提出。

### ④作成言語

- 税務当局へは**LFをタイ語で提出する必要がある**

### ⑤罰則

- 上述の提出期限までにLFが提出されない場合、または、誤った情報が記載されている等が発見された場合は、**最高20万THBの罰金**が科される

## マスターファイル (MF) の概要

### ①作成義務対象者

- 2023年10月時点で**MFのガイダンスが公表されていない**

### ②作成／提出期限

- 同上

# 国別報告書の概要

## 国別報告書 (CbCR) の概要

### ①作成義務対象者

- 前年の連結売上高が280億THB以上の多国籍企業で、以下の条件に該当する場合はタイ法人がCbCRを提出しなければならない。
  - (1) 最終的な親会社はタイ国外に所在するが多国籍企業グループのタイ企業が最終的な親会社に代わってCbCRを提出する代理親法人（SPE：Surrogate Parent Entity）として指名された場合
  - (2) 最終的な親会社が居住国で税法上CbCRを提出する必要がない場合、または、
  - (3) 最終的な親会社でもSPEでもなくてもタイ国と情報交換規定がない国に最終的な親会社またはSPEが所在する場合（タイ国と情報交換ができない場合を含む）

### ②提出期限／作成期限

- CbCRは、会計年度終了後12か月以内に、英語で提出しなければならない。

### ③罰則

- CbCRを期日までに提出しなかった場合、一般的には2千THBの罰金が適用される。これに対し、CbCRを提出しなかった場合は、移転価格開示フォームや移転価格文書（ローカルファイル）を提出しなかった場合と同様に、最高で20万THBの罰金が科せられる。

### ④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- タイで事業を行っている企業は、CbCR申告に関連して採用した特定の立場、つまり、報告義務がない企業であっても、報告義務がある企業（最終的な親会社またはSPE）及び当該所在国等の情報をタイ国税局に通知する必要がある。当該Notificationはタイ国歳入局のウェブサイト、納税者向けのオンライン CbCR システムを通じて提出する必要がある。



# 最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の  
傾向

論点

2016年関連取引開示フォーム（“RPT Form”）の導入、2018年移転価格文書化の法令化、以下の特徴を持つ法人は調査対象になりやすい

- 国内外の取引において、親会社、地域統括会社または兄弟会社との取引割合が多い法人
- 粗利益率ベースでマイナスの取引を有している法人
- 2年以上連続して営業損失の法人
- 国内外の関連者に対するロイヤルティまたはサービスフィーの支払いが多額な法人
- 特定の事業セグメントの利益率が他のセグメントに比較して低い法人
- 同種の取引を第三者向け取引と関連者向け取引で行っている場合、関連者向け取引の利益率が低い法人
- タイ国投資委員会（BOI）が与える法人税免税期間が終了後に、著しく営業利益率が減少した法人

02

対応方法についての  
助言

論点

- タイ法人から国内外の関連者に対してロイヤルティやサービスフィーの支払いが多額となっている場合、調査においてタイ法人が受ける便益の内容や支払い費用の計算方法等について証憑となるものが求められるため、調査に備えた準備を進めることが望ましい
- 工場移転や天災等の移転価格以外の一過性の理由によるタイ法人の減収減益の場合は特殊要因による減収減益と説明することが可能なので、基礎的な社内資料が散逸しないうちに特殊要因分析を実施して調査に備えることが望ましい

# 移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）

その他特筆すべき事項	
税務当局における税務調査の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2022年以降、コロナ期間中において停滞していた調査の再開や新規の税務調査が行われている</li> <li>■ 2023年に入ってから、調査期限が時効を迎える2017年度や2018年度に対する税務調査の増加が続いている</li> <li>■ これまで中央国税局（Large Tax Office）が主に移転価格調査を行っていたが、近年では地方税務当局による移転価格文書提出要請や調査の実施が見られる</li> <li>■ 特定の業界に横並びで移転価格調査が入ることもある</li> <li>■ 現状では、タイ税務当局との折衝を経て修正申告をする日系企業が多い</li> </ul>
現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）	<p>COVID-19の影響下にある年度の税務調査対応にあたっては、以下の点を考慮し準備することが望ましい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ COVID-19に低利益率に陥った日系企業は、公的な商業統計を参照し自社の売上高減少または経費増加をサポートする準備が望まれる</li> <li>■ COVID-19で一定期間の稼働が急落した複数月に及ぶ場合は、当該期間を分析対象期間から除くなどの特殊要因分析の準備をすることが望ましい（工場の光熱水道費の推移等の稼働率を間接的にサポートする定量情報があるのが望ましい）</li> </ul>
APA審査・協議対応の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2021年に相互協議ガイドラインが公表され、2023年には事前確認ガイドラインが一部更新された*</li> <li>■ 日タイ相互協議はおおむね年3回程行われている</li> <li>■ 日タイ事前確認（APA）を行った法人は、そのほとんどが同APAを更新している</li> <li>■ 新規にAPAを申請する企業の中には、撤退することができないタイ市場に所在する低利益率なタイ法人の移転価格調査リスクを排除するために日タイAPAを行う日系企業グループが出てきている</li> <li>■ 相互協議ガイドラインに「租税条約の記載内容と異なる課税を受けたことを文書で証明できる場合に相互協議を申請できる」と記載されているので、日タイ相互協議における二重課税の排除が今後進展することが望まれる</li> </ul>
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 (税務当局内)	タイ当局内において柱1利益Bの議論は2023年10月時点で行われていない
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 (日系企業内)	日系企業のタイ法人において柱1利益Bの議論は2023年10月時点で行われていない

\*前回からの大きな変更点としては、APA申請時の提供情報が増えた点があげられる

# お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : [info@i-tax-seminar.go.jp](mailto:info@i-tax-seminar.go.jp)

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301